

静岡県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として次の施設を指定した。

令和7年1月27日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本正幸

1 不在者投票のできる施設の指定

施設名	所在地	種別
サテライト型小規模介護老人保健施設 リハビリパーク駿府別館	静岡市葵区平和1丁目130-1	介護老人保健施設

2 指定年月日 令和7年1月27日